

意見書

国立大学法人徳島大学職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

国立大学法人徳島大学職員給与規則等の一部改正について（看護補助者手当の新設）について、賛成します。現在のところ、看護補助者は、業務の負担が重い割に給与が低い等のことから、欠員募集に対する応募が低迷し、欠員が出ている状態が続いていると聞き及んでおります。「国に言われた分だけの手当を付ける」といった受動的な対応でなく、現場の状況を反映した主体的な対応を行うことを求めます。たとえば、病棟クランクなど、パート職員の中でも重要な業務を担っている職種については賞与を支給するなど、さらなる待遇の改善に努めることを求めます。

国立大学法人徳島大学職員安全衛生管理規則の一部改正について（化学物質管理者の設置等）については、労働安全衛生規則の改正に対応するためとのことですが、現状でも化学物質管理に大きな問題が発生しているとは聞き及んでおらず、そもそも労働安全衛生規則が大学に対しても化学物質管理者の設置を義務付けたことが必然的であったとは思えません。今回新設される「化学物質管理者」には手当が付かないとのことですが、もしも大学が今回の改正を職場の安全性向上に実際に資する制度とするのであれば、きちんと手当を付けるなど適切な処遇を行うべきと考えます。

2024年2月26日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏名 山口裕之

